

ライフスタイル Week 夏

第1回国際サステイナブルグッズ EXPO

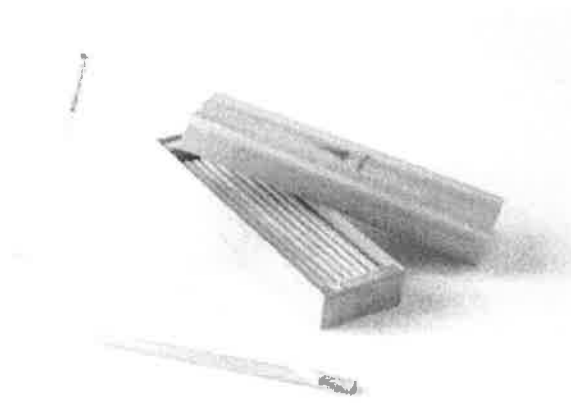
2021年7月1日(木)、2日(金) 10:00~18:00 東京ビッグサイト青海展示棟

上記のライフスタイル Week 夏の展示会のサステイナブルグッズ EXPO 参加と、セミナーを聴講した。

コロナとサステイナブル関連に多くの企業、公的機関が出展していた。

中でも近頃問題となっている海洋プラスチック削減のため、飲食店からプラスチックストローが消えており、代替商品が開発されており、今回も数社が出展していた。

中でも目を引いたのが、(株)木具定商店と東京都産業技術センターが開発展示した東京都



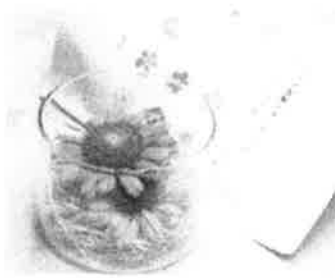
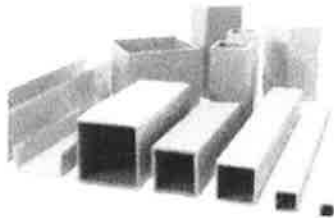
檜原村の天然国産材料の杉を薄くスライスした板と群馬県の食用こんにゃく粉からできたストローでした。合成接着剤のかわりにこんにゃく粉を使用し、水に含浸させた際、2時間以上形状維持でき、100℃の耐熱性があるなどのストローとしての用途を十分に満たしていると言うものです。

今後注目される製品ですが、販売予定価格が300円と従来品と比べると高価であることが市場にどう受け止められるのか注視したいと思います。

その他再利用できるシリコンで出来たものなどの展示もありました。

脱プラスチックが進むであろう様子が見えました。

短くなって使いづらくなった鉛筆を捨てるのではなく、土に植えると花や植物へと生まれ変わる「芽が出る鉛筆」。



その他、古紙 100%の紙管原紙で作られた「角紙菅」を使用した製品として飛沫感染対策商品、吸音ブース、雑貨・玩具などの展示もあった。

飲食店、運動ジム、ホテル等での導入が見込まれる竹素材のカトラリー。タンブラー、香り漂うノートなどコーヒークラスから産まれた商品。



生分解性プラスチックは廃棄されると水と二酸化炭素に分解され、土に還るプラスチック商品など数多くのエコグッズの展示があり、知らないところで、SDGs の活動に賛同し、積極的に製品開発に取り組んでいる企業の多さに驚きました。

今後も将来を見据えた身近な商品、製品に注視しながら、SDGs を身近なものとして捉えていくことが必要と感じました。

・セミナー

・7月1日(木) 12:30~13:30

(株) ロフト執行役員 掛井 賢治



ロフトは1987年創業。



創業当時より、時代の感覚・ニーズを敏感に映し出す「時の器」としての店づくりを雑貨の集積により行なってきた。

世界的な課題である地球環境への未来を見据え、本当に豊かで健康な暮らしを支えるべく、“雑貨”を通じて遊び心のあるサステイナブルなさまざまな取り組みを銀座ロフトをはじめ紹介している。

コロナショックにより時代は大きく変化し、これに対応・進化していくことが待ったなしの状況です。勝ち組企業として存続し続けるためには、ロフトがお客様にご提供すべき本質的な価値をあらためて見つめ直し、雑貨小売業のリーディングカンパニーとなるに相応しいだけの「事業規模の優位性」、「高収益店舗フォーマット」、「ブランド価値」を兼ね備えることが必要であると考えています。例えば、古くなってしまった店舗は移転するなどしてピカピカの店に生まれ変わらせる。新規出店についても、新しい業態を開発するなどしてこれまで以上に増やしていく。

デジタル戦略を推し進めることも重要なポイントです。アプリやSNSで鮮度の高い商

品や企画等の営業情報を積極的に発信してお客様との繋がりを深めたり、ネットスト

アの利便性を高めて、商品の買い方や受け取り方の選択肢を増やしたり。私たち自身の仕事の効率向上という面からも、発注作業やワークスケジュール作成、事務処理業務などのシステム化や、セルフレジの拡充などに一層の力を注いでいきます。

・ 7月1日（木）15：00～16：00

（株）ビーアット代表取締役/（株）ビームス執行役員 土井地 博



ビームスは1976年創業

創業以来、次の時代の主流になる小さな光を見つけ、大きく育てることで、新しいカルチャーを発信し続けてきた。

BEAMSはモノを通して文化をつくる“カルチャーショップ”を目指している。即

ち、モノを手に入れた満足感の先にある、そのモノが生まれた背景や時代性といった

ことを含む情報を共有することで、物質的満足以上の価値を提供するということ。

BEAMSには多種多様なスタイルのレーベルがあり、他に類を見ないこのバリエーションの広さと奥行きこそが、BEAMSのオリジナリティーであり、カフェ、雑貨、インテリア、音楽、アートなど、ファッション以外の分野にも積極的に進出し発展し

てきた。現在ではこの多くのコンテンツを時代やエリアに応じて編集し、店舗ごとに独自のプレゼンテーションをしている。

ものごとの価値観がますます多様化する今日、時代の流れを敏感に感じ取る嗅覚と、それに反応し対応できるフレキシビリティで、時代の要請に応えるべく様々な境界線を越えて自由なビジネススタイルを築いていく。

2020年には、若き才能を発掘するための新たなメディアプラットフォーム「BE AT TOKYO」を創設。

新会社の設立により、ビームスの「目利き力」「カルチャーの創造」、フロウプラトウの「実装力」「リアルとオンラインを横断したクリエイティブ」といった、両社がもつオリジナリティの高いノウハウを相互に活用し、これからの世界に相応しい「全ての表現者が創造することによって生きていける社会」の実現を目指す。

・ 7月2日（金）10：00～11：00

（株）赤ちゃん本舗 代表取締役社長 味志 謙司



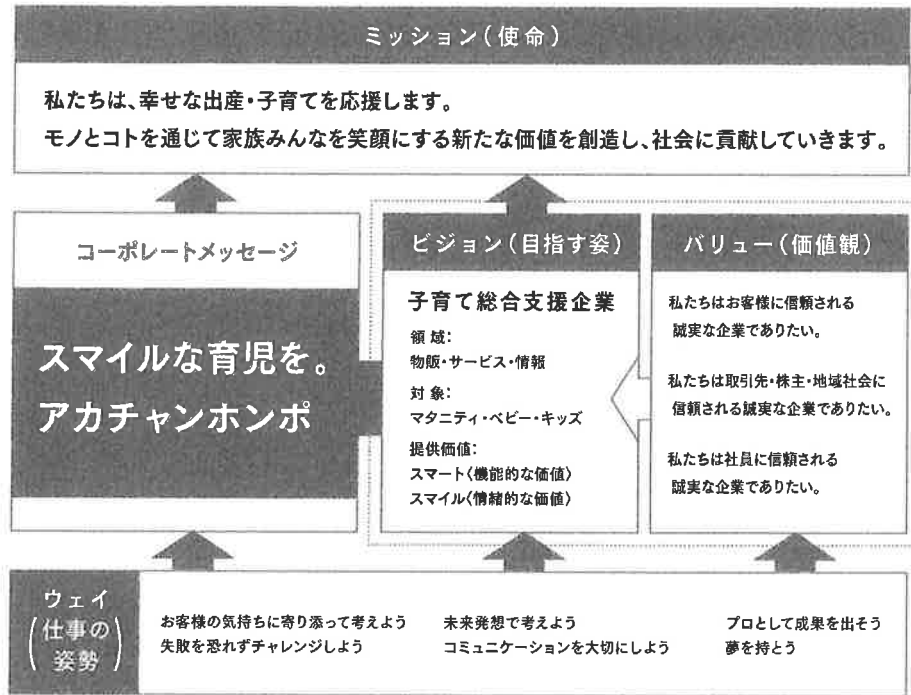
「スマイルな育児を。アカチャンホンポ」をコーポレートメッセージに掲げ、妊娠・出産・子育てをサポートする専門店として国内に120店舗を展開する赤ちゃん本舗。14年にはリ・ブランディングに着手、最近では新型コロナウイルスの拡大により変化した生活や市場を捉え、新たな価値創造に挑み続ける。

ニューノーマルな時代に、今求められる価値は何か？「赤ちゃんのいる暮らし」を追求し続ける赤ちゃん本舗が目指す第三の創業とは？

根幹にある思いは変わらず、リ・ブランディングに取り組み「安価で豊富な品揃え」と

いうイメージはもはや過去の姿とし、商品・サービス・情報といった広い領域で、新たな価値を提供する企業として生まれ変わる。

赤ちゃん本舗の企業理念



(参考様式2)

3年 7月 23日

出張報告書

津山市議会議員 高橋 寿治

出張期間	令和 3年 7月 23日 ~ 令和 3年 7月 23日
出張先	福岡県 福岡市博多区駅東 1-16-14 リファレンス駅東ビル 3F
出張内容	地方議員研究会 「基礎からわかる学校統廃合問題」 セミナー参加
応対者	日本公共経営研究所・医療公衆衛生学代表 公衆衛生学博士 宮本 正一
概要 所感	別紙

基礎からわかる学校統廃合問題

～議員 20 年の経験から語る基礎講座～

「日本公共経営研究所」代表 医学博士 宮本正一

令和 3 年 7 月 23 日 14:00～17:00

リファレンス 駅東ビル 福岡県博多区博多駅東 1-16-14 3F

*我が国が直面する学校統廃合

①通知から知る文部科学省のスタンス

平成 27 年 1 月 27 日、知事。教育長宛に「公立小・中学校の適正規模・適正配置に関する手引きの策定について（通知）が以下のようになされた。

学校教育においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくことが重要であり、小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望まれます。

このため、文部科学省ではこれまで、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 41 条、第 79 条及び義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 189 号）第 4 条により、公立小学校・中学校の学級数の標準や通学距離の条件を示すとともに、「公立小・中学校の統合方策について」（昭和 31 年 11 月 17 日付け文初財 503 号）、「学校統合の手引」（昭和 32 年）及び「公立小・中学校の統合について」（昭和 48 年 9 月 27 日付け文初財 431 号）を発出すること等をもって、学校規模の適正化や学校の適正配置を適切に推進するよう求めてきたところで

す。

しかしながら近年、家庭及び地域社会における子供の社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されています。

このような中、公立小学校・中学校の設置者である各市町村においては、それぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を継続的に検討・実施していくことが求められています。その際、学校統合により魅力ある学校づくりを行う場合や、小規模校のデメリットの克服を図りつつ学校の存続を選択する場合等の複数の選択があると考えられます。

このことから、文部科学省においては、公立小・中学校の設置者である市町村教育委員会が、学校統合の適否又は小規模校を存置する場合の充実策等を検討する際や、都道府県教育委員会が、これらの事柄について域内の市町村教育委員会に指導・助言・援助

を行う際の、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(以下「手引」という。)を別添の通り策定しました。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会において手引が積極的に活用され、地域の実情に応じた活力ある学校づくりの検討・実施が適切に行われるよう、手引について域内の市町村教育委員会に遺漏なく周知を行うとともに、手引の6章に記載している都道府県の役割を参考としつつ、市町村教育委員会に対する必要な指導、助言又は援助に取り組まれるようお願いいたします。また、手引の3章(1)において、学校統合の検討に際して設置者が留意すべき点として、平成26年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)の改正により新設された総合教育会議の活用等を含めた首長部局との緊密な連携について記載していることを踏まえ、手引について域内の市町村長に対しても周知をお願いいたします。

各国公立大学長におかれては、手引の3章(4)において、学校統合に関して設置者が留意すべき点として、地域の大学等との連携について記載している旨を御了知の上、市町村や都道府県から相談等が寄せられた場合には、地域における知の拠点として、可能な限りの御協力をお願いいたします。

なお、本通知及び手引の策定をもって、「公立小・中学校の統合方策について」(昭和31年11月17日付け文初財503号)、「学校統合の手引」(昭和32年)及び「公立小・中学校の統合について」(昭和48年9月27日付け文初財431号)は廃止します

以上の通知とともに手引の策定により、新たな学校統合の指針が示された。

・学校教育法(昭和二十二年三月二十九日法律第二十六号)

第三十八条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

*中学校については、第49条において準用

・学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

*中学校については、第49条において準用

* 昭和33年の省令改正により条文化

・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（三十三年法第八十一号）

最終改正：平成27年7月8日法律第52号

第3条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に定める割合によるものとする。

四 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）

・第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一 学級数が、小学校及び中学校にあってはおおむね十二学級から十八学級まで、義務教育学校にあってはおおむね十八学級から二十七学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあってはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね六キロメートル以内であること。

2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

【関連閣議決定等】

・経済財政運営と改革の基本方針 2014 について（平成26年6月24日閣議決定）

・今後、少子化が更に進展する中、教育の「質」をより重視した取組を強化する。そのため、少子化の見通しも踏まえ教職員の計画的採用を進めつつ、教職員の質的向上や指導力の強化を推進する。学校規模の適正化に向けて、距離等に基づく学校統廃合の指針について、地域の実情も踏まえつつ見直しを進める。また、専門人材やICTの活用等により効率的に教育の充実を図る

・今後の学制等の在り方について（教育再生実行会議第五次提言）平成26年7月4日閣議報告

学校が地域社会の核として存在感を発揮しつつ、教育効果を高めていく観点から、国は、学校規模の適正化に向けて指針を示すとともに、地域の実情を適切に踏まえた学校統廃合に対し、教職員配置や施設整備などの財政的な支援において十分な配慮を行う。国及び地方公共団体は、学校統廃合によって生じた財源の活用等によって教育環境の充実に努める。

・「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）

(4)-(ア)-② 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援 ●現在の課題

○集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるといふ学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模を確保することが望ましい。今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、学校統合や小規模校を存続させる場合の学校活性化など、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。

○休校した学校の再開を希望する場合の支援策の充実を図る必要がある。（注1）小・中学校の適正規模は12～18学級が標準（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号））（注2）クラス替えができず人間関係が固定化、集団行事に制約、部活動の種類が限定、多様な考えを引き出す授業展開が困難等

●必要な対応

地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるように、市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。

- ・学校統合を検討する場合 ⇒ 統合に付随する課題の解消への取組を支援
- ・小規模校の存続を選択する場合や、地理的な要因等により学校統合が困難である場合 ⇒ 小規模デメリットの最小化、小規模メリットの最大化に向けた取組を支援
- ・休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合 ⇒ 学校の再開に向けた取組を支援

平成30年度 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査（概要）

調査対象/調査時点:全市区町村/平成 30 年 8 月 1 日、全都道府県/平成 30 年 10 月 22 日

主なポイント

※各自治体からの回答のうち主たるものを掲載

都道府県調査

■ 域内の市区町村における小中学校の規模適正化に関する

現状認識

・すべての市区町村において検討課題 4% ・半分以上の市区町村において検討課題 77% ・一部の市区町村において検討課題 19%

■ 市区町村の学校規模適正化の取組への支援 積極的に支援している 11%/要請に応じて支援している 79% (内容) ・激変緩和のための学習面 ・生活面の支援の観点からの人事面での措置 52% ・統合校の教職員定数減の緩和措置 52% 等

市区町村調査

■ 学校規模の適正化を図る上での課題や懸念 ・保護者や地域住民との合意形成 90% ・地域コミュニティの維持 62%

・地理的要因、交通事情 60% 等 ※「よく当てはまる」と回答した割合

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望 ・教職員定数の加配措置による支援 82% ・施設整備への補助 77% ・スクールバス導入費用への補助 59% 等

■ 学校規模の適正化について都道府県からの支援の要望

・校舎の新增築・改修事業への補助 73% ・事務量・調整業務増に対する人事面での措置 61% ・スクールバス・ボートへの補助 58% ・統合校の教職員定数減の緩和措置 57% ・通学対策事業への補助 55% ・学習・生活面の支援に係る人事面での措置 55% 等

■ 市区町村の小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための取組への積極的な支援

行っている 85% (内容) ・免許外を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 83% 等

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望 ・教職員定数の加配措置による支援 98% ・施設整備への補助 85%

・スクールバス導入費用への補助 81% ・統合が困難な小規模校等への支援の充実 64% 等

■ 小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための都道府県からの支援の要望

・免許外指導を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 75% 等

■ 小規模校のメリットを最大化させる取組 積極的に取り組んでいる 28% / 取り組んでいる 55%

(内容) ・地域人材・地域資源を活用した地域学習の実施 83%

・きめ細かな指導の徹底 81% ・意図的に全員に様々な役割を経験させる 67%

・体験的な学習、校外学習の頻繁な実施 56%

・保護者地域と連携した効果的な生徒指導・進路指導 52% 等

■ 小規模校のデメリットを最小化させる取組 積極的に取り組んでいる 20% / 取り組んでいる 58%

(内容)・異学年集団での共同学習や体験学習の計画的実施 73%

市区町村 統合事例

■ 統合事例件数 平成 29、30 年度の 2 年間 277 件(689 校 → 283 校)

【統合して開校した年度】

- ・平成 29 年度 127 件
- ・平成 30 年度 148 件 ・その他(複数年度に渡って計画的に統合した事例) 2 件

【統合の基本的な形態】

- ・小学校同士の統合 184 件
- ・中学校同士の統合 55 件 ・小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置 29 件 ・施設一体型の小中一貫校の整備を含む小学校同士又は、中学校同士の統合 9 件

■ 統合に伴う通学手段 【スクールバスの導入件数】

- ・統合前 97 件 → 統合後 203 件

【統合後における通学時間が最も長い児童生徒】

- ・小学校 30 分以上 40 分未満 36% ・小学校 20 分以上 30 分未満 30% ・中学校 30 分以上 40 分未満 41% ・中学校 40 分以上 50 分未満 20%

■ 統合における施設や設備の整備について

【統合後の学校の設置場所】

- ・統合前の学校のうちの一つの敷地 83% ・上記以外の別敷地 17%

【統合に伴い実施した施設整備の状況】

- ・新增築 23% ・改修 20% ・改修+増築 9% ・特になし 48%

【統合に伴い、多額の費用を要したものの、統合前後を比較して 大幅に費用の変動が生じたもの】

- ・校舎等の新增築、改修、解体 140 件

平均 134,241 万円

- ・スクールバスの導入、運行、維持管理 70 件

平均 2,274 万円

■ 統合前後における教職員の人数の変動 【小学校】(2 校を統合した場合の平均)

- ・統合前の教職員数 32.8 人 → 統合後の教職員数 25.2 人

【中学校】(2 校を統合した場合の平均)

- ・統合前の教職員数 35.7 人 → 統合後の教職員数 25.7 人

■ 統合事例件数 平成 29、30 年度の 2 年間 277 件(689 校 → 283 校)

【統合して開校した年度】

- ・平成 29 年度 127 件
- ・平成 30 年度 148 件 ・その他(複数年度に渡って計画的に統合した事例) 2 件

【統合の基本的な形態】

- ・小学校同士の統合 184 件
- ・中学校同士の統合 55 件 ・小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置 29 件 ・施設一体型の小中一貫校の整備を含む小学校同士又は、中学校同士の統合 9 件

■ 統合に伴う通学手段

【スクールバスの導入件数】

- ・統合前 97 件 → 統合後 203 件

【統合後における通学時間が最も長い児童生徒】

- ・小学校 30 分以上 40 分未満 36% ・小学校 20 分以上 30 分未満 30% ・中学校 30 分以上 40 分未満 41% ・中学校 40 分以上 50 分未満 20%

■ 統合における施設や設備の整備について

【統合後の学校の設置場所】

- ・統合前の学校のうちの一つの敷地 83% ・上記以外の別敷地 17%

【統合に伴い実施した施設整備の状況】

- ・新增築 23% ・改修 20% ・改修+増築 9% ・特になし 48%

【統合に伴い、多額の費用を要したものの、統合前後を比較して 大幅に費用の変動が生じたもの】

- ・校舎等の新增築、改修、解体 140 件

平均 134,241 万円

- ・スクールバスの導入、運行、維持管理 70 件

平均 2,274 万円

■ 統合前後における教職員の人数の変動 【小学校】(2 校を統合した場合の平均)

- ・統合前の教職員数 32.8 人 → 統合後の教職員数 25.2 人

【中学校】(2 校を統合した場合の平均)

- ・統合前の教職員数 35.7 人 → 統合後の教職員数 25.7 人

【まとめ】

少子高齢化が進む中、地方においてはさらに少子化が進むことは予測データからも示されており、学校統廃合問題は避けて通れない課題だと感じています。

文部科学省は標準学級数、通学距離など示してはいるものの、地域特性も重要といい、問題に関しては、各自治体で対応しなさい、と丸投げの格好であると言わざるを得ない。

学校統廃合は児童・生徒数のみで判断することなく、子供たちの学習環境、履修、質など

を考慮して、何が必要かをしっかり考え協議する必要があると思います。

本市においても、小学校においては最小児童数の学校では47人、最大は474人と大きな開きがあります。数だけでは計れないものはありますが、果たして少人数学校で大規模校と同等の教育が受けられるのかどうか問題となってきます。

地域にとっては地区の学校がなくなるということは重大な問題であり、地域コミュニティの崩壊につながるとの声も聞かれます。しかしながら、大人の問題ではなく教育を受ける子どもを一番に考え、課題に対応すべきと考えます。

近い将来、避けて通れない問題になります。様々な因子を俎上にあげ、自治体全体の問題として考えなければならない時期に来ていると思います。

(参考様式2)

3年 8月 6日

出張報告書

津山市議会議員 高橋 寿治

出張期間	令和 3年 8月 5日 ~ 令和 3年 8月 6日
出張先	福岡県 福岡市博多区駅東 1-16-14 リファレンス駅東ビル 3F
出張内容	地方議員研究会 「議員活動のすべて I・II」 セミナー参加
応対者	日本公共経営研究所・医療公衆衛生学代表 公衆衛生学博士 宮本 正一
概要 所感	別紙

議員活動のすべて I

～理想の地方議員になるために必要なこと～

「日本公共経営研究所」代表 医学博士 宮本正一

令和3年8月6日 10:00～13:00

リファレンス駅東ビル 福岡県博多区博多駅東 1-16-14 3F

・地方議員が誕生するタイプ

①地元活動型

自治会長、PTA、JC 等

②住民運動型

NPO 団体、政治団体

③政党活動型

推薦、公認

④A S 型

サラリーマン、学生等

(議員誕生の新タイプ①～④横断)

⑤ポピュリズム型

→小泉モデル

固定的支持基盤を超え、幅広く訴える政治スタイル

→橋下モデル(初期)

市民の立場から、既成政治、エリートを批判する政治スタイル

※理想の地方議員成立要件

I これからの地方自治体

①効率的・自主的な経営をしているか

②市民・NPO との実務的協働

③①、②を実現する地方政治家の選出

II これからの地方議員

①新しい市民ニーズへの対応力

②地域問題の明確化

③②の解決プロセスの可視化

これらをもとに、本日のセミナー

1. 大学教授ではわかるわけがない議員活動

i 議場に登壇するには当選が必要

選挙という過酷なハードルの存在 → 当選投票者数を覚えておくこと

↓

常に目があることを意識

ii 議会とは首長と競う時代。監視ではない

→議案修正、議員提案

2.議会と執行部との関係を理解する

ア) 議員と議会の権限の再認識

①そもそも地方議員の権限とは

実は絶大な権力

(1)発言権

すべては議長の許可を得て発言

(2)表決権

区域内では選出されたものだけが可能

(3)動議提出権

全ての議事進行項目に優先

②議会の権限見直し

(1)憲法による裏付け

憲法第93条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する

(2)地方自治法による裏付け

地方自治法第89条

普通公共団体に議会を置く

地方自治法90.91条

都道府県（市町村）の議会の議員定数は、条例で定める

条例制定・改廃権（法14条）

予算制定権（ほう211.218条）

(3)2元代表制の実際

増額修正権（法97条）

・予算全体との関係はダメ

・当初予算にない維新事業はダメ

（自治省行政局昭和52年）

2 議会は、予算について、増額してこれを議決することを妨げない。但し、普通公共団体の長の予算の提出権限を侵すことはできない。（予算発案・編成権）

イ) 一般質問から考える

1 質問原稿作成

・まずは大元の計画を明確にする必要がある。

市の総合計画、まち・ひと・しごと総合戦略など、行政計画に即したものを下地にすべきである。

- ・次に市町村の問題の背景を整理し、市町村の行政計画に照らし合わせ、具体的な問題点や、施策に照らし合わせ、改善点があれば提案する。

2 通告書公開

- ・議員は質問要旨を議長に通告する義務
- ・議長は質問・答弁がかみ合う議事進行をする義務

→ 通告内容は具体的なほうが有利（一般論）

津山市の場合は、最終まで答弁協議が行われるため、通告内容によって議事進行が混乱することはほぼない。

3 答弁調整は絶好のチャンス

- ・執行部にネットワークを構築
職員名簿は常に携行
- ・答弁内容は必ず把握
議事録に残ることを意識
- ・大まかな再質問の準備

再質問はシナリオなき討論戦

→ これも津山市においては当てはまらない

議員活動のすべてⅡ

～理想の地方議員になるために必要なこと～

「日本公共経営研究所」代表 医学博士 宮本正一

令和3年8月6日 14:00～17:00

リファレンス駅東ビル 福岡県博多区博多駅東 1-16-14 3F

1. 質問づくりの基礎からの注意点

ア) そもそも論

・ 執行部との関係

With? (与党) → マニフェスト支持

Vs? (野党) → マニフェスト不支持

イ) 質問そのものについて

i 質問とは

市町村の行財政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものである。

ii 質問範囲

市町村の行財政全般で、具体的には、自治事務、法定受託事務を問わず、市町村が処理する一切。

iii 質問効果

ただ単に執行機関の所信・事実関係を明らかにするだけでなく、それらを正すことによって、執行機関の政治姿勢・政治責任を明らかにさせる。

結果として、現行の政策を変更是正、新規政策採用などの効果がある。

iv 質問種類

① 課題追求型

② 政策提案型

③ 自己主張型

2. 先輩議員に質問づくりを聞くのはやめる

① 議員の議事録を読む → 質問回数精査

② 議員の知識量を確認する → 質問を投げかけてみる

③ 議員の職員対応をしてみる → 課題裁きのお手並み拝見

3. 決算で勝負する。切り返しの極意

・ 決算審査は執行済として軽視してはいけない

一時的意義 予算効果・行政効果を客観的に評価

二次的意義 会計処理に事前統制・事前監視

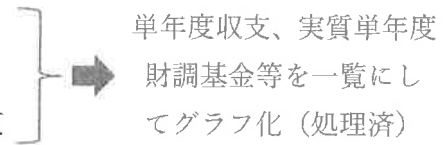
三時的意義 住民に財政実体の理解と納得を得る

→ 住民に代わって行政評価・経済効果を測定

①民間経営、公共経営そして LMA 装備

- ・民間経営
一株当たり利益の最大化
- ・公共経営
事務事業再編による住民満足度の極大化
- ・LMA 装備 (Leadership、Management、Analyze)
指導力、経営力、分析力の装備

②効果的経営

- ・過去 10 年間の実質単年度収支
絶対にうそを付けない数字
形式収支→実質収支→単年度収支→実質単年度収支
 - ・過去 10 年間の経常収支比率 (人件費)
固定費硬直化度の検証可
- 

I キャッシュフロー度

津山市

実質単年度収支 → 2年連続赤字≦平成 26 年度から令和 2 年度まで 7 年連続

II キャッシュストック図

財政調整基金 → 標準財政規模×20%≧令和 2 年度 402, 500 千円と 2 割以下

III 固定費硬直度

経常収支比率 (人件費) → 30%≧22%

☆質問づくりの準備と技法

ア) 国・都道府県にアクセス

I インターネット

情報収集のメインはネット

II ポータルサイトの HP 増

政府が運営する HP は基本的に宝の山

- ・総務省統計局
- ・e-Stat

イ) 直接担当者ダイヤル

I 私人ではなく公人

枕詞は「〇市議会議員の〇〇です。」

II 国・都道府県職員は無料アドバイザー

1 番興味ある省庁、都道府県・担当課に TEL

ウ) 定例懇話会

I マスコミとの懇話会

広報広聴課をうまく使おう

II 警察・保健所等外部団体との懇話会

議会事務局（議長）をうまく使おう

エ) 住民・関係者から直接入手

I 議会レポート作成

II 街頭演説

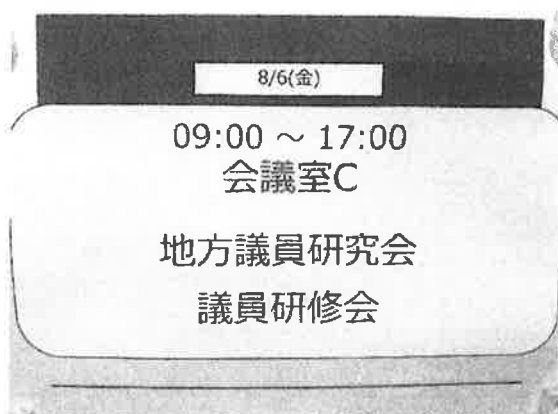
III 市政報告会

重要

【まとめ】

I、IIを通じて、一般質問は行政施策をもとに事実を積み上げ、すべては市民のために行うことを念頭に毎回戦いであることを忘れることなく練る努力が必要と考える。

決算においては私事に時間を取られ、重要案件の質疑が出来ていないことは、失点であることは間違いない。さらなる改善と努力が必要と考える。



(参考様式2)

3年 8月 18日

出張報告書

津山市議会議員 高橋 寿治

出張期間	令和 3年 8月 18日 ~ 令和 3年 8月 18日
出張先	神奈川県藤沢市鵠沼海岸 「鵠沼スケートパーク」
出張内容	「鵠沼スケートパーク」視察
応対者	
概要 所感	別紙

鶴沼スケートパーク視察

神奈川県藤沢市鶴沼海岸

令和3年8月18日 11:00~14:00

現在の鶴沼スケートパークは昭和36年より小田急鶴沼プールガーデンとして営業が開始され、平成12年営業終了により、藤沢市議会において跡地利用について話し合わせ、雨水対策のためポンプ施設を公園地下に設置する方向とされるが、平成16年着工までの暫定利用として平成13年より3年間限定で、鶴沼海浜公園スケートパークとしてオープン。

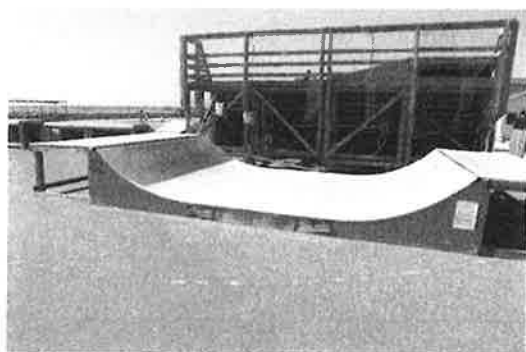
その後ポンプ場建設の延伸などにより暫定利用期間継続、そして東日本大震災以降、下水道施設新設の基準が変わったことにより、建設着工ができなくなり、継続利用が認められ営業。利用者は毎年2万人を超える。スケートボード、BMXがオリンピック種目に加えられたこともあり、平成30年大幅リニューアルされ今日に至る。

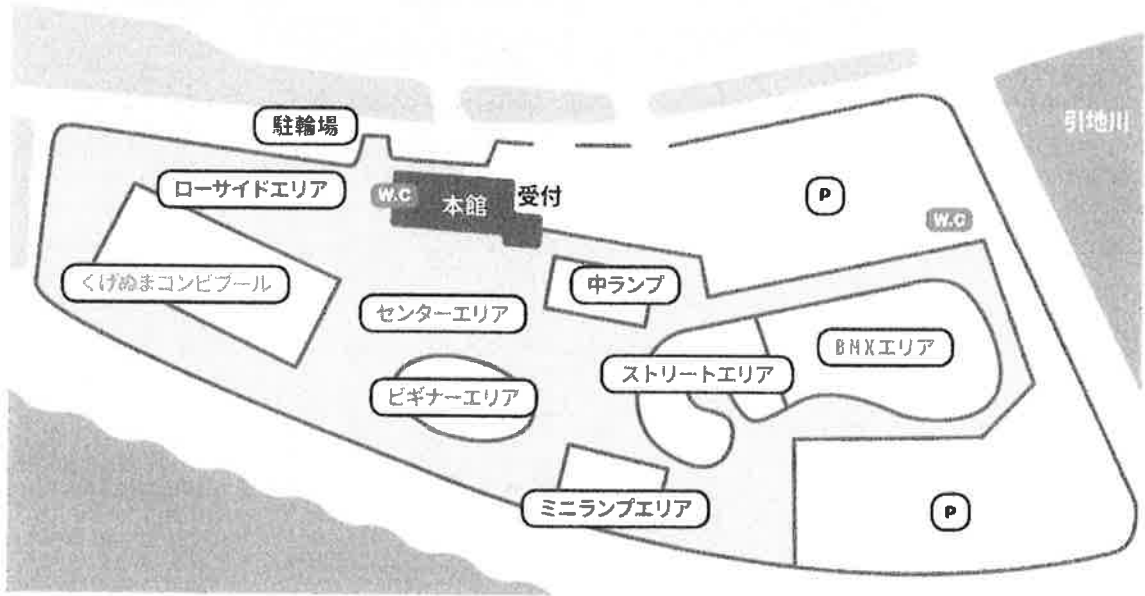
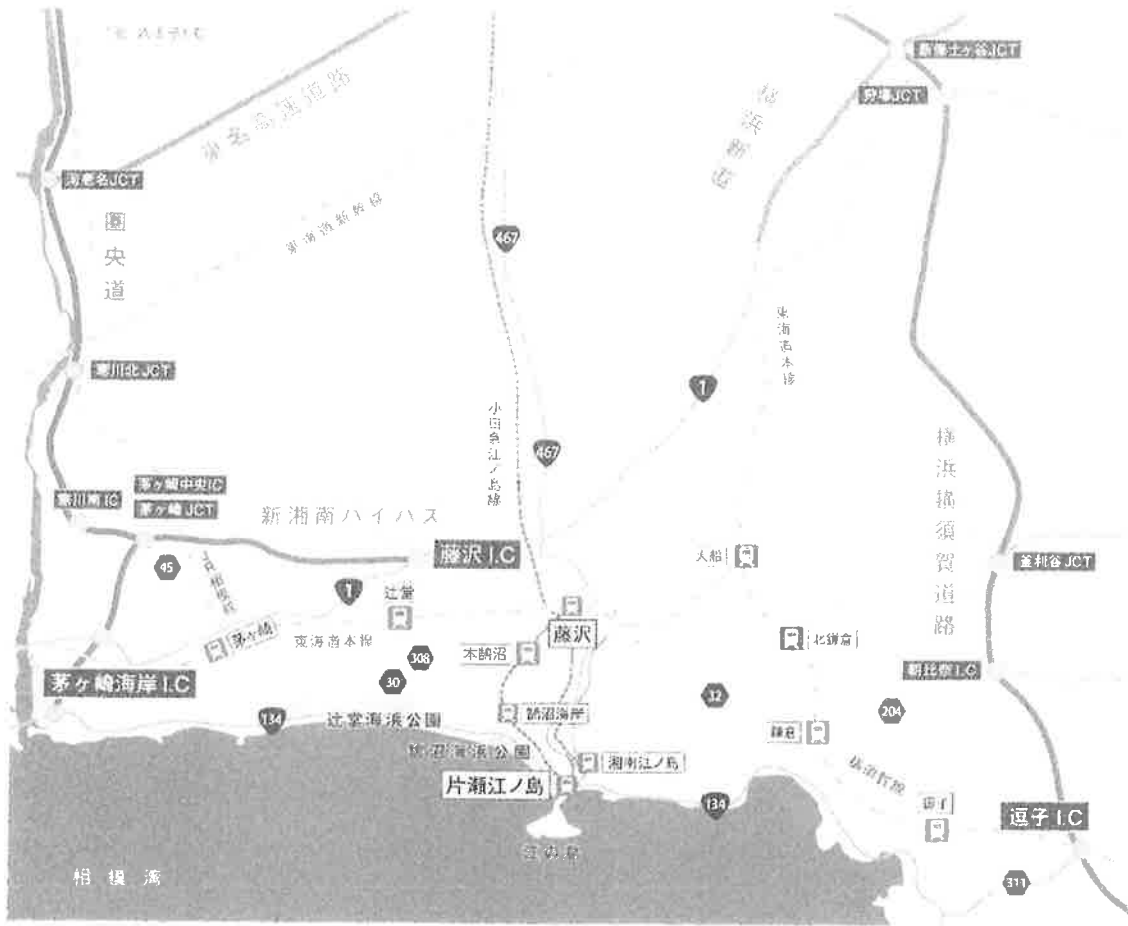
この施設は第3セクターの(株)湘南なぎさパークが運営。鶴沼海浜公園周辺の駐車場、テニスコート、スケートパークの管理運営を行なっている。

視察してみると、全ての用具・施設が、専門会社設置ではなく手作りのものも見受けられた。15,000平米の広さのため、全てに理想のかたちにはならないのかとも思われる。

スケートパーク単体での採算ベースには至っていないようだが、東京オリンピック後、コロナ収束になれば利用者も増加することも考えられる。大規模改修により国際大会を開催できる施設となっていることから、今後の利用拡大が考えられる。

この施設は、民間所有のものであったが、本市においても公共施設の利活用を考える上で、大いに参考となった。9月定例会の質問にも盛り込むため、現場を見てみる必要があると考え、訪れました。





(参考様式2)

3年 8月 19日

出張報告書

津山市議会議員 高橋 寿治

出張期間	令和 3年 8月 19日 ~ 令和 3年 8月 19日
出張先	東京都豊島区東池袋 1-3-5 アットビジネスセンター 4階 401
出張内容	地方議員総合研究所主催 「市長経験者が語る。行政を動かす、議員の鋭い質問とは」 セミナー参加
応対者	合資会社まちづくりコーディネートセンター代表 前逗子市長 平井竜一
概 要 所 感	別 紙

「市長経験者が語る！」

行政を動かす、議員の鋭い質問とは？

合資会社まちづくりコーディネートセンター代表 前逗子市長
平井竜一

令和3年8月19日（木）10：00～13:00 東京都豊島区東池袋1-3-5

アットビジネスセンター4階 401

一般質問の達人になる極意

1. 市長から見た「良い質問、悪い質問、普通の質問」

まず質問から

Q. あなたは当初予算案に反対したことがありますか？

A. NO

Q. あなたの議会は、当初予算を否決したことがありますか？

A. NO

Q. あなたは、一般質問の答弁を事前に執行部と調整しますか？

A. YES

Q. あなたは、継続して追求している特定の政策課題がありますか？

A. YES

平井流あるある

一般質問のタイプ別累計

- ・ 出来レース型 ➡ 質問と答弁を事前に行政とすり合わせて、シナリオ通りに質問・答弁する
- ・ 批判追求型 ➡ 行政と事前に答弁調整なしに、徹底的に批判・追求する。
- ・ 容貌アリバイ型 ➡ 事実確認の質問の後、要望を言って、自らの実績とする
- ・ 自己満足型 ➡ 持論を展開した意見表明に時間を割き、行政への質問は二の次
- ・ 政策論争型 ➡ 問題点を分析し、対案を示しながら行政の見解を質し、実現に導く

市長から見た 良い質問とは？

【良い質問の6つのポイント】

- ① 現状の問題点と原因を的確に分析
- ② 将来ビジョンと合致した政策を示す
- ③ 具体的解決策の提案がある
- ④ 担当部署が課題を共有し解決に向けた取り組みに導いている

- ⑤ 財源と政策の優先順位が明確である
- ⑥ 継続して採り上げ、質問を発展させる

市長から見た 悪い質問とは

【悪い質問の7つのパターン】

- ① 調べればわかることを質問する
- ② 行政の取り組みの進捗と見解を聞くだけ
- ③ 具体的な解決策の提案がない
- ④ 行政批判に終始する
- ⑤ 一方的見解だけを述べて質問を終わる
- ⑥ 財源の根拠もなく、要望する
- ⑦ 与党的立場だからと何も批判しない



講師（元市長）を唸らせた質問

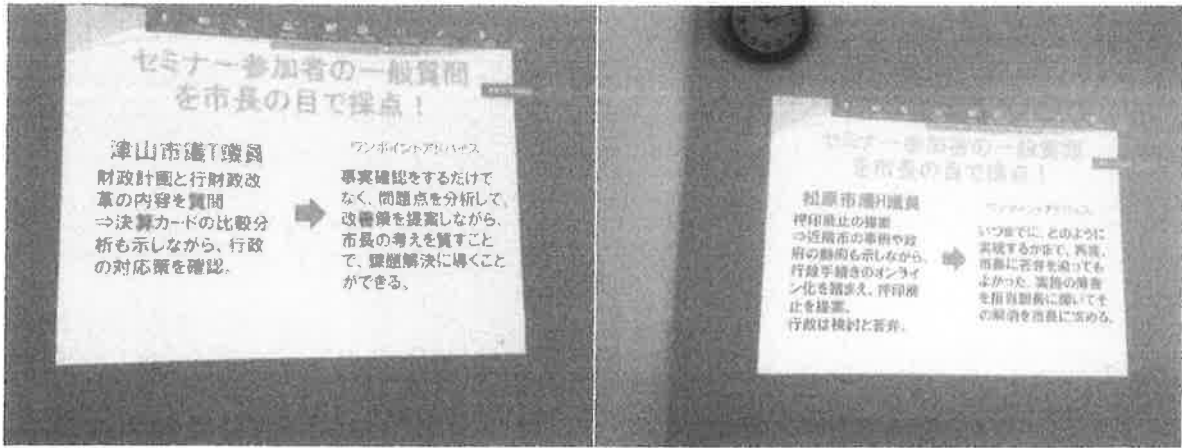
別荘等所有税の導入を提案した一般質問

- ・ 長期的な税収減予測分析
- ・ 法定外普通税として、別荘と空き家への課税を提案（熱海市の事例）
- ・ 逗子市で年間1億3000万円増収と試算
- ・ 空き家問題解決と人口増加策にも寄与

⇒ 行政として調査研究を約束

* セミナー参加者の一般質問を市長の目で採点

<p>A 議員 要望アリバイ型 商工業振興条例制定 の要望 ⇒ 自らの支持母体の 利益を代弁する質問。 事実確認と要望で終わ り、行政はゼロ回答。</p>		<p>ワンポイントアドバイス 提案する政策によって 生まれる効果を他市と 比較しつつ、必要性を 行政に認めさせる。 可能であれば議員提案 での条例制定を目指す。</p>
<p>B 議員 政策論争型 新型コロナ対策の提案 ⇒ 福祉現場や市民団体 の活動実態に基づいて 現実的対策を提案。 行政は前向きに検討中 と答弁。</p>		<p>ワンポイントアドバイス 質問制限のため突っ込ん だ疑問ができない場合は、 事前に行政とすり合わせ、 いつまでにどのように実 現するかまで答弁を引き 出す準備が必要。</p>



* 普通の質問から抜け出す5つの着眼点

- ①「検討する」との答弁でおわらい
いつまでに、どのように
- ②政策間の優先順位を質す
- ③財源の裏付けを質す
しつこさが大事
- ④他市の先行事例を参考にするなら当市に合わせた取り組みを提案する
- ⑤予算がついて満足せず、実施過程と事後評価にもこだわる

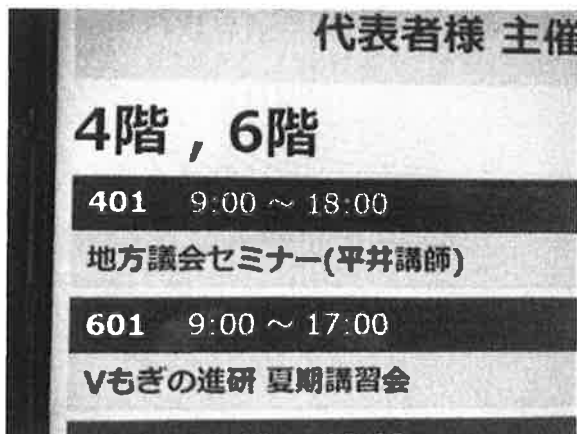
【まとめ】

前市長のセミナーということで、生々しい話が聞けました。

一期目の私としましては一般質問の内容、取りかかり方に関してはいつも気になっているところ です。

「悪い質問の7つのパターン」に当てはまる質問は本市でも散見します。人の振り見て我が振りではありませんが、常に気にしながらの質問を心がけねばならないと思います。

政策論争型の質問であるよう、「良い質問のタイプ」を押さえ、組み立てが必要と感じました。



「市長経験者が語る！」

行政を動かす、議員の鋭い質問とは？

合資会社まちづくりコーディネーター代表 前逗子市長
平井竜一

令和3年8月19日（木）14:00～17:00 東京都豊島区東池袋1-3-5
アットビジネスセンター3階

アフターコロナ・人口減少時代の自治体経営と議員の役割

1. コロナ対策予算こそ、首長と議会の真価が問われる！

～N市の事例より

コロナ対策は、首長のリーダーシップ、情報発信力、スピード感、地元企業や市民、関係団体との連携など、自治体によって危機対応能力の差が浮き彫りに

新型コロナ対策予算。西東京市の事例より

【概算 274 億円 令和2年度補正予算1～12号】

- ・総務費 209 億 4510 万円（特別定額給付金）
- ・民生費 12 億 5051 万円（子育て世代・生活困窮者・高齢者対策）
- ・衛生費 18 億 6593 万円（ワクチン接種・感染予防対策費）
- ・商工費 13 億 6311 万円（家賃補助・プレミアム商品券）
- ・消防費 1 億 5142 万円（防災無線個別受信機配布）
- ・教育費 18 億 3030 万円（タブレット全児童・生徒配布）

*全人口 20 万人、令和2年度一般会計当初予算 759 億 4300 万円

市の独自財源による事業は 1000 万円

・人口 20 万人、令和2年度一般会計当初予算 759 億 4300 万円の自治体で、コロナ対策費がこれで妥当かどうかの検討が必要。

・参加者の自治体のコロナ対策独自事例

小林市 — 農業支援資金（利子補給）

津山市 — 緊急雇用対策

新庄市 — 他の自治体と同様で、独自のものはなし

松原市 — 救急告示医療機関（内科診療）への支援

市内にある救急告示医療機関（救急協力診療内科がある病院に限る）の経営を支援するため、7月検針分から8カ月分の医療に使用する水道料金を無料にする

日野市の事例

コロナ対策事業を下記のように3月末の時点で一覧にして示している。

どの自治体の財政課でも同じような資料の提示が望ましい

2020年2月に財政危機宣言をしている。その中でも8億6千万円の基金をしよう。

市長の英断が伺える。

新型コロナウイルス感染症対策に係る令和2年度予算措置状況

令和3年3月10日現在

(単位:千円)

主な事業内容	事業費	財源内訳		
		国・都支出金	その他	一般財源 (財政調整基金)
		うち地方創生		
(合計額)	23,762,619	22,743,867	152,786	865,966
		1,798,551		
① 医療関係への支援を増強し、市民の生命を守る	581,828	443,589	1,200	137,039
		209,457		
市立病院への支援	164,396	市立病院における医療体制の強化を図るため、PCR検査機器等の購入に対する支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症患者の治療に携わる医療従事者に対して、特待勤務手当を支給。		
地域PCR検査センターへの支援	23,698	日野市医師会が運営するPCR検査センターについて、東京都の委託期間内で対応できない運営費の一部(医療従事者給与、保険料、消耗品ほか)について助成。		
高齢者等に対する季節性インフルエンザ定期予防接種への支援	196,781	新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据え、新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化リスクの高い高齢者等を対象に、インフルエンザの定期予防接種時に要する自己負担分を支援。		
高齢者施設等における積極的なPCR検査の実施	34,000	高齢者施設等の罹患化するリスクの高い者の集団で形成される施設又は接待を伴う飲食店、また、高齢者・障害者入所(短期入所)施設の新規入所者等を対象に、積極的にPCR検査を実施。		
コロナワクチン接種体制の確保	154,617	新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に備え、迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、必要なシステム改修や印刷・郵送、専用駐車場の整備等のワクチン接種に向けた準備を実施。		

2.アフターコロナと人口減少、財政危機時代を乗り越える予算・決算審議とは

議員の建設的な質疑・提案こそが、議会と行政を活性化させ、まちをよりよく発展させる(西東京市の事例)

補正予算の修正動議

・令和3年3月補正予算

消費喚起プレミアム付き商品券2億円



アルバイトがなくなり

1億円減額

困窮する学生などの

若者支援がない



若者応援券配布事業1億円を修正提案

否 決



6月議会で市長が奨学金受給学生に5万円支援

今何が本当に重要課題かを見極め、施策に盛り込む

9月決算の重要性

コロナ予算の結果を厳しくチェック

感染が収まらない中、追加対策として何をすべきか



令和2年度余剰金や基金を活用して独自対策を議員提案する

・プレミアム付き商品券配布事業の視点

- ①購入実績
- ②利用店舗の実績
- ③目的の再検証と効果の評価
- ④今後の対策への反映

以上を細かくチェックすることにより、新たに追加する事業に反映させる。

財政力を決算カードにより評価 →行財政改革提案につなげる

4.行政が変わる。議会が変わる

～提案権・議決権の本当の活かし方～

- ・市長提案の議案をすべて賛成して良いのか？
- ・議会がチェック機能を果たす最大の武器とは？
- ・議案を修正・否決するときの着眼点とは？



市長と議会の緊張関係が活性化をもたらす

行政からの提案がすべて市民に向けられた最良のものになっているのかどうかの判断。

厳しくチェック機能を果たす

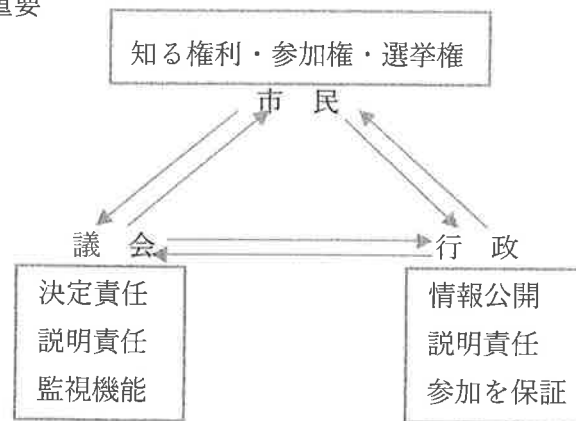
市の説明が不十分、コスト試算が甘い、市民の理解が足りないなど



議決権で待ったをかけ、再検討と合意形成を求める

- ・議決決定権者は議会
- 市長は提案権と執行権を持つにすぎない

@相互の緊張関係が重要



【まとめ】

議会と議員は決定賢者であるとの自覚をし、議決する。これこそが政策決定と実行評価に対する市民への説明責任がとわれていることである。

議会と市長の対等関係を維持しつつ、市長派、反市長派を問わず、施策が誰のためであるかを常に頭に置き、行動しなければならない。

まずは、自治体の現状を理解し、今後の政策決定の下になる総合計画をもとに、今何が必要かを見極め、一般質問に取り入れなければならないと改めて考えた。

地方議会総合研究所セミナー

コロナ禍を踏まえた地方議会のあり方：非常事態への対応と質問等の充実

— 「住民自治の根幹」としての議会の作動 —

大正大学社会共生学部 教授 江藤俊昭

令和3年11月5日(金) 14:00~17:00

東京都豊島区東池袋 1-3-5 アットビジネスセンター3F

第1部：コロナ禍の地方議会

【一年半を振り返って：議会活動の水準を上げる】

1 年半の間に議会の役割の明確化

<第1段階：右往左往している議会もあったが…>

② 最低限：感染症にかからない、行政の邪魔にならない

② 不要不急ではない議会・議員活動：住民の声を行政に伝えることが重要

<第2段階（第1段階の課題を踏まえて）>

① 否定的な状況の中で改革課題：オンライン、議会運営の再検討（一般質問重視型からの転換）

② 政策の監視・統制（一年半の行政の評価をする必要）

* 専決処分原則の確認（通年議会も視野に）（大規模自然災害、高い感染率・致死率）、政策の整合性（首長の説明義務）

新川・江藤『非常事態・緊急事態と議会・議員』

〔基本的視点〕

1) 議会活動は不要不急ではなく冷静に判断し行動できる必要緊急な活動：行政は対応に右往左往するとともに、場当たりの対応を行う首長もいた。議員が活動することは重要である。

行政と対応する際には、個々バラバラに対応するのではなく議会として対応する必要がある。

2) 議会運営の再検討：一般質問は重要ではあるが、議案審査がより重要である。議案審査の際、首長等は出席せずとも審議可能であることを再確認すべきである。

3) オンラインなどの活用は重要であるが、議会は「公開と討議」が原則：議員間の議会運営だけでなく、住民とのコミュニケーションを常に意識して新たな道具としての活用を模索する。

4) 非常事態への対応の制度化：災害対策基本条例制定、議会 BCP 策定などの体系的な制度化を行い、恒常的に見直す。

このほか、マスコミへの周知の必要性もある。一般質問中止・傍聴中止ということが新聞の見出しで踊っていたが、中止か自粛の相違も、また一般質問の意味も理解できない記

者も多かった。記者への「啓蒙」は研究者だけではなく、議会の役割。

【非常事態における議会活動の視点：議会改革の成熟度が試される】

(1) 一つの危機：新型コロナをめぐるもの

①従来の議会改革が試された：二極化

* 右往左往している議会はその存在が疑われる（国会でも同じ）

* 従来の議会運営が問われた（一般質問の位置、執行機関がいなくて行うのが本来）（専決処分の賛美？）

* 「不要不急」ではない。まさに必要緊急として動くことが重要。

* 報酬削減の否定はしないが、何もしないで、報酬削減だけでは、議会不要論につながる。

②危機を冷静に捉える「議会からの政策サイクルの作動」（業務継続計画（BCP）、シナリオを想定して対応）

* 緊急時に住民と歩む議会のバージョンアップ

* 議論を巻き起こすテーマ（新シビル・ミニマム、ビフォー・コロナではない地域社会）

(2) 議会からの政策サイクルを作動：執行機関がいなくても作動

① 議案審査の重要性：一般質問の位置付け、執行機関を呼ばなくても議会は作動できる（自治法121）

② 議会の役割（再考）

【行政の対応に対する監視・提言】

A 行政の対応の監視・検証

B 行政に対する提言

【議会運営の検証と改革】

C 行政への監視・検証・提言の検証・改革

D 住民と歩む議会の検証・改革

E 国への要請（意見書等）の検証

注：平常時には、これらすべてを力点の濃淡はありながらも行う。危機状況では、一般的には、Bが優先されるがそのためにはC、Dを作動させる。一年半も経過しACに重心移動

(3) 行政への監視・提言

①議会からの政策サイクルの作動

住民からの意見・要望を踏まえて提言+調査要請、それらの理由（茨城県取手市議会）

②条例や予算にどうかかわる：議会がどのようにかかわったか

【オンライン委員会の動向と課題】

<オンライン議会をめぐる状況>

①国会：議論のみ（コロナ禍での対応）

②地方議会：委員会で整備と作動

③総務省見解（通知：総務省通知.pdf(rilg.or.jp)：2021年4月30日（Q&A7月16日））

- ・目的：コロナの蔓延防止
- ・対象：蔓延防止の観点からオンラインを活用した委員会可能（条例や会議規則改正（特例でも可能））
〔本会議の出席は、「現に議場にいること」と解されているので不可（「念のため申し添える」）〕
- ・手法：条例、会議規則改正
- ・留意点：議事の公開への配慮、議員の本人確認・自由な意思表示の確保、情報セキュリティ

〈オンライン委員会の整備〉

① 整備の状況

都道府県

- ・大規模な災害の発生等による場合 — 群馬県、茨城県、愛知県、三重県、静岡県、兵庫県、山梨県
- ・その他の事情のある場合 — 熊本県、長崎県
- ・重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により委員会の開会場所への参集が困難と判断される実情がある場合及び育児、介護等のやむを得ない事由により委員会の開会場所への参集が困難な委員からオンラインを活用した委員会の開会を求めがある場合 — 大阪府

市町村

- ・重大な感染症のまん延防止措置の観点及び大規模な災害等の発生等による場合並びに育児、介護等のやむを得ない事由による場合 — 大津市、軽井沢町、おおい町
- ・災害（等の発生）、感染症のまん延防止措置等のやむを得ない事由及び育児介護（疾病、看護）等のやむを得ない事由による場合 — 奥州市、珠洲市、沼田町、新居浜市、白山市
- ・新型コロナ対応だけではない対象は多数

② オンライン議会の実践

- ・危機状況だけではなく対応（日常的介護、出産等） — 大阪府議会（条例・会議規則）
〈オンライン委員会導入の留意点〉

① 対象（コロナのみ、感染症、大災害、育児等）

→総務省見解との相違がある場合は根拠（本会議決議）、基準の明確化

② 改正（条例、会議規則）

③ 技術 — 議事の公開への配慮、議員の本人確認・自由な意思の確保、情報セキュリティ（大阪府、大津市（オンライン模擬本会議）、取手市などへ問い合わせ）

④ 最重要点 — 何をするか、何のためにするか（災害時だけではなく、育児介護等への拡大は議会の多様性）

- * 本会議でも可能という見解あり — 議長が委員会に「出席」可能。出席でも活用
→ 訴訟が起きる可能性あり

本会議でも可能な意見書を決議が一番

【非常事態における議会活動の留意点】

〈専決処分（自治法 179）の問題〉

- ・ 過去専決処分についての質問主意書提出あり（参議院）
- ・ 「時間的余裕がないことが明であると認めるとき」と客観的に緊急を要することが説明できなければならない。

- * 冷静に分析し、危機だけを強調しない

〈議会 BCP〉

- ① 議会活動を継続 — 現状に戻す
- ② 現実的な対応 — 議員の三つの属性、事務局職員)

第 2 部 議会力をアップさせる質問・質疑の手法

【実践編】

1. 議会運営における質問の位置付け

- ・ 政策に生きる議員にとって、最もはなやかで意義ある発言の場（議員必携）
- ・ 議員は市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる（標準市議会会議規則）

- * 質問に関しては地方自治法上規定なし

議会は議員間で運営することが前提で必要があれば首長等の出席要請（質問の規定なし）
「普通地方公共団体の長、教育委員会の長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、地方労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基く委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者は、説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない（法 121）

2. 質問の空間時間：実現を相対化する

(1) 議会の多様な作法

- ① 質問時間・制限→片道
- ② 一括質問 — 一括解答、再質問 — 一問一答方式
- ③ 関連質問 — あり
- ④ 通告制 — 論点の明確化
- ⑤ 議場 — 対面式
- ⑥ 議長の役割 — 議長による議論の活性化
- ⑦ その他

- (2) 議会の多数派を創出する2つの道
 - ① アンダーザテーブルからの離脱（有力者の質問回数の少なさ、事前の調整）
 - ② 議会からの政策サイクルへの連動

3. 質問作成の作法

- (1) ストーリーを構想する：主副を位置付ける一プレゼンテーションの手法を活用
 - ① 問題意識の明確化 — 事実認識、経過（どのような議論がされたか）、他の自治体・国の動向等
 - ② 質問により勝ち取る目
 - ③ 論理構成 — 組み立て、明瞭性、時間配分等
 - ④ 想定問答作成
- (2) 飯田市議会「たかが質問、されど質問」からチェックリスト作成
- (3) 仲間を作る
- (4) その他

4. 質問作成の道具

- (1) 基礎資料
- (2) 議会事務局・議会図書館、公共図書館、国会図書館
- (3) 専門的知見の活用、アドバイザーサポーター
- (4) 研修
- (5) ネットワーク

【改革視点と改革の動向】

5. 議会改革の到達点を踏まえた質問とは

- (1) 議会改革の到達点
 - ① 議会改革の第2ステージ
 - ② 政策過程におけるPDCAサイクル
- (2) 政策過程における質問の位置
 - ① 議会改革の議会活性化における質問 — 住民・議会、首長の三者間関係における質問
 - ② 議会改革の政策サイクルの質問 — 二元的代制における質問
 - * 統治構造（自治体の基本構造）を認識する：議員や会派だけで政策は実現できない。強調するように人格を持った議会（機関としての議会）での質問の位置
 - * 選挙におけるマニフェストとの連動（これが次の選挙に連動させる）
 - * 個々の議員のスタンドプレイは住民にはわかりやすい。議会からの政策サイクルでは、スタンドプレイが難しい。選挙との連動の開発は今後の研究課題である。

6. 質問の役割

(1) 議会の役割：多様性、討議による論点の明確化・合意、世論形成

(2) 質問の役割：個人の意見→議会の意見へ

① 多様な質問からの監視・政策提言

② 討議の前提となる議員の意思

③ 質問公開による世論形成

7. 質問を「議会からの政策サイクル」へ連動させる

(1) 質問からの手法

① 追跡質問、追跡調査

② 「反省会」「追跡システム」

(2) 議会から質問の手法

① 市民フリースピーチ

② 委員会代表質問

③ 関連質問

④ 重複質問調整制度

(3) 質問の意味転換

* 議会だより改革

・手に取ってもらえる改革(名称変更) — あきる野市(ギカイの時間)、可児市(議会のトビラ)、犬山市(議会の手帖)

・傍聴者・見学者からの声の掲載 — 栗山町、飯綱町

・議員・会派の議案賛否

・質問の追跡調査：— 山梨県昭和町、北海道芽室町(追跡システム)、飯綱町

・質問の議会だよりにおける位置付けの変化(議会活動報告の比重を高める) — 寄居町、大津市

・質問を分類 — 飯綱町、寄居町

議論するテーマを前面に出す — 寄居町

・HPでの公開、QRコードでのHPとの連携 — 大津市寄居町(質問や重要施策等をQRコードで詳細に)

・編集に住民も参加：飯綱町・福島県会津若松市(議会だよりモニター)、熊本県大津町(編集に学生が参加)

【まとめ】

以上の内容で、午後のセミナーを受けた。

第一部においては、非常事態における議会のあり方を問われた。議会BCPに関しては本市も策定をしているが、オンラインでの本会議・委員会の開催など、現状に即した対応のしかたについてはさらなる検討・研究の余地があると感じた。実際を想定してのトライアルが必要ではないかと感じた。

第二部においては質問に関してもだが、議会改革の必要性を強く感じた。論点整理をし、委員会内での議員討議など本議会では皆無であり、会派、党派を超えて一つの問題点の討議と整理により、議会としての提案が出来なければ市民の声の反映など到底出来ていかないと思われる。先進自治体と比較すると 2 周くらい遅れていると感じた。議員の意識改革が急務である。

地方議会総合研究所セミナー

議会力をアップさせる議員報酬・定数・政務活動費

大正大学社会共生学部 教授 江藤俊昭

令和3年11月5日(金) 10:00~13:00

東京都豊島区東池袋 1-3-5 アットビジネスセンター3F

1. 重要な争点となった議員定数・報酬

・二つの意味で、議員定数・報酬が問われる

- ① 議会が住民に見えない「議会不要論」から削減が主張
- 議会の追認機関化、政務活動費不正受給問題で加速化
- ② 「住民自治の根幹」の議会を作動
- 条件として定数・報酬

簡単ではないが、②を作動させることで、①の発想を克服する正攻法

・将来の大幅改革を視野に現状での改革提案・住民自治を進化させる議会の定数・報酬を考えるべき

2. 定数・報酬を考える7原則、3つの留意点

(1) 原則

- ② 答えのないテーマで、自治体のポリシーを示す場
・定数は従来人口規模で決定。現在は自治体が自らの責任で決定。
・報酬は条例で定める。

自治体・議会がポリシーを示さなければならない。

- ③ 定数と報酬は別の論理
・「定数を半分、報酬増額。若い人も議員になれる」
- わからなくもない、一時的に住民の納得も得られる。
→ 「そもそも定数・報酬の根拠は何か」を独自に説明必要

- ④ 行政改革と議会改革は異なる論理
・行政改革 - 削減を優先の効率性重視
・議会改革 - 地域民主主義の実現

定数・報酬は住民自治の充実の条件。

議会改革が執行機関の行政改革を促進することを再認識すべき

- ⑤ 現在の議員、将来立候補し議員活動がしやすい条件として考える
・定数・報酬の論議は新しい議会を創るために必要
・今後、多くの多様な住民が議員になりやすく、活動しやすくなる条件
「住民の声の実現」として削減を進める議会・議員
→ 将来的に住民に対する配信行為となる可能性を自覚する必要

⑥ 増加不可、削減には住民による支援が不可欠

- ・財政的問題から定数・報酬は考えるべきものではない

議会事務局の充実、住民による政策提言・監視の支援を制度化する必要あり

⑦ 住民と考える定数・報酬

- ・住民からの批判が多いテーマへの説明責任
- ・新しい議会運営は住民自治に不可欠。

住民と語り合う必要。専門家を含めた第三者機関による提案が必要

⑧ 「後出し」ではなく周知する十分な期間必要

- ・議員に立候補する際に考慮する重要条件
- ・選挙半年前の削減は現職議員の都合、「後出しジャンケン」のようなもの

2年前、遅くとも1年前には周知できる準備を進めるべき

(2)留意点

① 議員の資質・能力

- ・専門性を有した人材と多様な（市民性を有した）人材とを対立して捉えることは不毛

- ・議員と住民とを隔てるのは、情熱と選挙で当選するネットワークの有無

→議員は議決責任の自覚・コミュニケーション能力必要

② 議員の身分（性格）

- ・「非常勤の特別職」は間違い—地方公務員法 3③1 に特別職の定義はある

非常勤、常勤の規定はない

- ・役割を明確化するため、条例で「公選職」規定を考える

③ セットしての支援策

- ・議会事務局・政務活動費をセットとして考える

- ・定数・報酬だけではなく新たな議会を作り出す条件を体系的に整備

3. 議員定数の根拠—住民代表性から議員間討議へ—

(1) 定数を考える原則

- ・討議できる人数

1 委員会 7~8 名—委員長をはさみ 3 名ずつ配置することで積極的な討議ができる

(会津若松市議会、飯田市議会)

本会議主義では 10~15 人

(2) 定数の基準を考える原則の留意点

① 委員会数の確定—一般会計規模から

- ② 委員会の複数所属は慎重に—委員会の調査能力の弱体化。小規模委員会では次善の策

- ③ 免責要件の加味—多様性を重視：中山間地域出身議員を複数配置

- ④ 住民参加で議員力アップ—委員会的・研究会に住民参加：定数の少なさを補

完

- ⑤ 議長のカウンター原則として人数に入れない。プラス1として全体のリーダーに

4. 報酬の根拠－役務の対価のエビデンス－

(1) 報酬基準の原則

- ・原価方式、比較方式（類似団体比較）、収益方式（成果重視）想定
- *原価方式（会津若松市議会方式）がベター
- ・住民と議論する素材として活用
- ・自己評価でも住民福祉の成果を示すことができる

(2) 報酬の基準の留意点

- ① 時間給でも給与でもない（公選職）
- ② 活動量によって変化の可能性
- ③ 夜間討議の可能性－地方自治体の活動量と監視・政策提言議会の役割を再確認。
- ④ 期末手当（給与とは連動しない独自の論理が必要）、その他の手当は今後議論（育児手当等）
- ⑤ 報酬区分の発想は客観的基準（議長・副議長等）以外妥当ではない（成果主義、期数）か、次善の策（年齢）か慎重な議論が必要

5. 住民自治を進化させる定数・報酬の議論

- ・定数・報酬は住民自治の問題－議会の条件整備を議論することで住民自身が自治を自覚
- ・議会は議員のものではなく住民のもの－住民投票で決めることは考えられる

↓

議会の組織や運営の議論と切り離される恐れあり

*定数・報酬の議論を住民自治を学び考え、実践する機会としたい

6. 政務活動費の考えかた：成果指標

(1) 政務活動費を考える視点：監視政策提言機能の強化（第2報酬ではない）

報酬との差別化

- (2) 透明性の強化－運用マニュアルの策定、領収書添付など
- (3) 活動指標と成果指標－何を行なったかとともに、どう役立てるか（3点セット）
 - ① 地域課題との関連性はどうか。何を学ぶのか。
 - ② 視察自治体の選定理由、活用方法の明確化
 - ④ 今後どのように活用していくのか

セミナー最後に質問意見

(意見)

- 兼業禁止が行き過ぎているが、具体的にどのようなことでしょうか、また、人口が増えてきたら定数を増やすことも条例改正で可能ではないか
- 兼業の禁止に関連して、議員政治倫理条例の禁止行為の動向はどうか
- 市民との対話もし、議員報酬あげ定数はそのままでしたが、立候補は少なくなりギリギリ無投票でした。定数は下げるべきか現状でいいのか悩んでいる。
- 市民から「定数減らせ」の声があるのは、活動不足か、広報活動に弱点があるか。自らの議員活動が住民の期待に応えきれているかをまず振り返るべき。定数減は、議会機能を低下させる。議員活動を無駄遣いと認めることにならないか。
- 政務活動費について、合併をして10年が経過しましたが現在はない。近隣市でも合併後政務活動費がないところが多く、議論しにくい状況。
- 報酬の比較を市長の歳費との比較で考えている。市民との対話の中で、議員も議会の出席率を考えている。市民から見て議員報酬は勤務実績に対する報酬と、身分報酬という考え方がある。

(質問)

Q 定数と報酬を話す際、うちの議会では新人、ベテラン議員をいれて10人くらいで特別改革委員会を作る。そこで定数・報酬について決めているがこのようなやり方は全国的に多いか。

A 別に新人を入れなくてはいけないという風には聞かない。なぜ入れるのかがわからない。

Q うちの市議会では議会規則がある。条例が重いという認識はあるが、補足の方があまり論議されないというものがあつた。条例が重いという認識を広めるためにはどのような言い方をしたらよいのか。

A 法体系で自治法上の中に会議規則を制定するというのは入っている。議会基本条例は入ってない。条例があつて規則、議会は規則を作れない。議会内の連帯条例みたいな形で位置づけられている。

基本条例を最高規範として、そして会議規則がくる。こういう組み方をしているので、標準会議規則っていうのが議長会から出されているものを入れ込んでいる。議会基本条例に基づいて会議規則を見直さなければいけない。それをやっていないから、繋がっていないところがある。

Q 定数について今、実際にうちの議会で最大の党会派で前回定数の改正の機会があり、定数はいじらないと、どういう関係があつてもいじらないと、定数は削減しないということを我々は方針にしたというか、そういった相談をした中で実際の改選の3か月前に定数が下がってしまった。定数を決めるということに対して実際に議員側の権限は100パーセントあるのだろうかと私自身疑問に思うことがあり、例えば財政力のことだとか無投票当選とかそういうことは繋がっていないか。

A これは「応用編」。まずは「原則」を議論してから応用編に行きたい。今の話は定数と財

源は連動してないかどうか程度考えなくてはいけない項目。勝手気ままにはできない。それは住民だって納得はしない。ただそういう中で財源が厳しいから定数を減らせというのはイコールになる。議論しなくてはならない。議会力をアップさせることが行政改革を進めることに繋がる可能性がある。財政が厳しいから報酬(給料)減らせ、定数減らせっていうのは、そんな単純な議論ではないと思う。

議会として、委員会、検討会から定数はそのままとか、定数を下げるっていうのは、普通手続き上あり得ない。まずは「原則」の話をしたほうがいい。

Q 本市も議員定数の議論の真っただ中。2年間特別委員会を発足し、3月いっぱいまでで審議したが特別委員会では定数の提案はできなかった。議員として議案会として提出して否決になった。では何を決定打にすればよいのか。同一任期であっても条例の改廃については一時不再議には当たらないという項目もあるようなのだが、これについてはどうか。

A 「議会力アップ」を念頭に、いきなり削減論から入るのではなく、常任委員会で討議できる人数をまず考える必要がある。私は7~8人、面積要件を加味しプラス1~2人が良いのではと考える。合併により中山間地域の議員がいないのでは住民の声が届きにくいと考えられる。しかし、議員が積極的に出向くことにより声を拾うことが重要になってくる。住民の不安を解消することが必要。

一事不再議は法律・会議規則上、定例会が終われば次の定例会での提案は構わない。

以上が定数・報酬のセミナーであったが、面積、人口、財政状況のみならず、様々な要因を考慮する必要があると痛感した。特に委員会数、討議できる人数が重要になる。定数削減ありきの議論から入るのではなく、「議会力アップ」を念頭に市民に明確な説明ができることが重要と考える。

本市における定数議論も以上のことを再考し、取り組む必要があると改めて考えた。